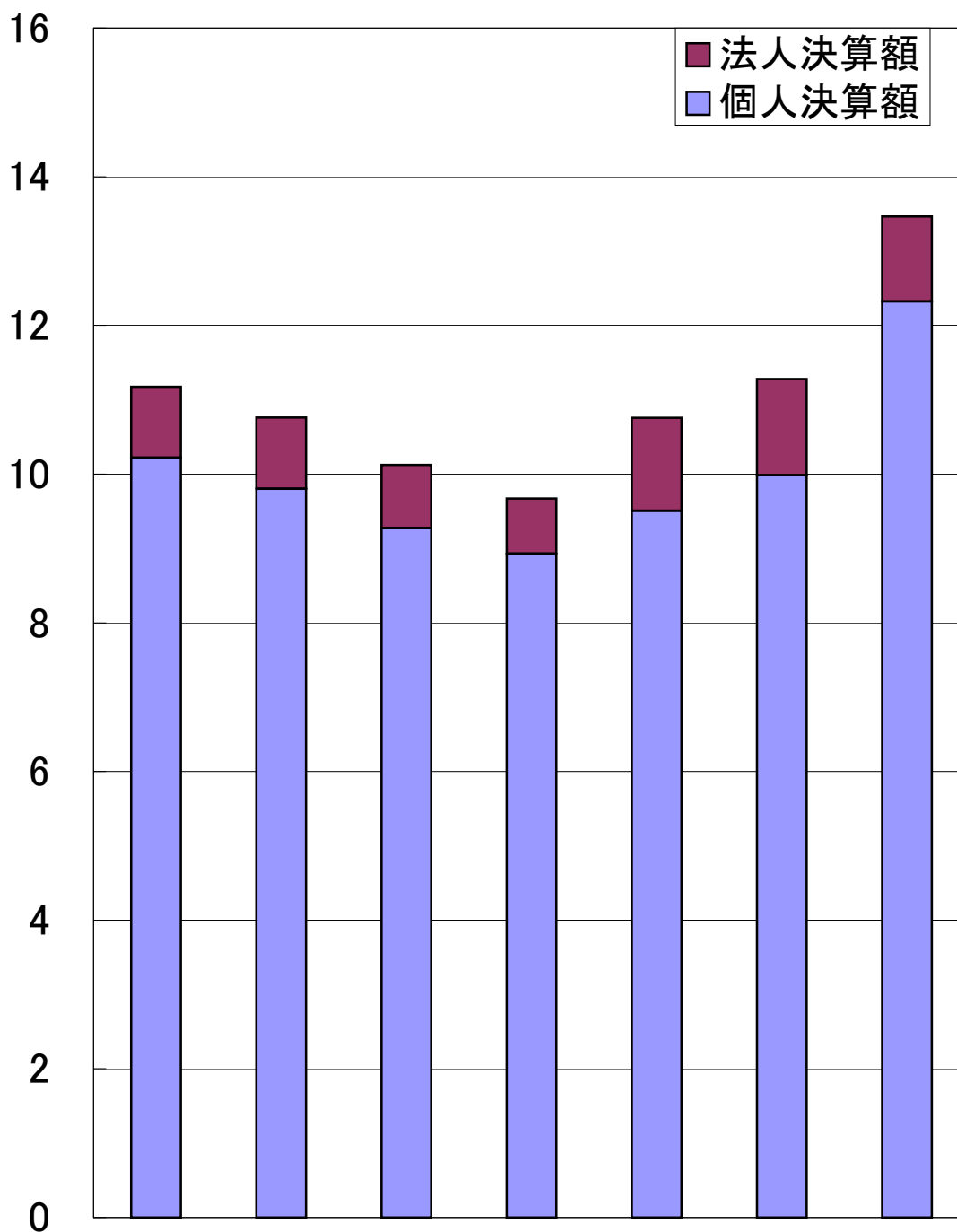


Ⅲ 税目別概況

(1) 町 民 税

億円



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合 計	1,117,497	1,076,183	1,012,138	967,279	1,075,850	1,127,734	1,346,346
個人決算額	1,021,790	980,350	927,148	893,092	950,656	998,521	1,232,355
法人決算額	95,707	95,833	84,990	74,187	125,194	129,213	113,991

(単位：千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による。

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額：
 - ・総所得金額
 - ・山林所得の金額
 - ・退職所得の金額
 - ・土地等に係る事業所得等の金額
 - ・長期譲渡所得の金額
 - ・短期譲渡所得の金額
 - ・株式等に係る譲渡所得等の金額
 - ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：
 - ・雑損控除額
 - ・医療費控除額
 - ・社会保険料控除額
 - ・小規模企業共済等掛金控除額
 - ・生命保険料控除額
 - ・地震保険料控除額
 - ・寄附金控除額
 - ・障害者控除額
 - ・寡婦(寡夫)控除額
 - ・勤労学生控除額
 - ・配偶者控除額
 - ・配偶者特別控除額
 - ・扶養控除額
 - ・基礎控除額
- ③課税標準額：
 - ・課税総所得金額
 - ・課税山林所得金額
 - ・課税退職所得金額
 - ・土地等に係る課税事業所得等の金額
 - ・課税長期譲渡所得の金額
 - ・課税短期譲渡所得の金額
 - ・株式等に係る課税譲渡所得の金額
 - ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額})$

・地震保険料控除

ア 地震保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア) $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2$

(イ)50,000円を超える場合 : 25,000円

イ 旧長期損害保険契約に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)5,000円以下の場合 : 支払った保険料の金額

(イ)5,000円を超え15,000円以下の場合 : (支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円

(エ)15,000円を超える場合 : 10,000円

ウ 地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものがある場合

(地震保険契約について支払った保険料で ア に準じて計算した金額) +

(旧長期損害保険契約等について支払った保険料で イ に準じて計算した金額)

=限度額 : 25,000円

・ 寄附金控除

(都道府県、共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金の合計額と総所得金額等の25%相当額とのいずれか低い金額) - 10万円

・ 障害者控除 : 一人につき26万円 (特別障害者の場合 : 30万円)

・ 寡婦 (寡夫) 控除 : 26万円 (特定寡婦の場合 : 30万円)

・ 勤労学生控除 : 26万円

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者 : 33万円

イ 老人控除対象配偶者 (70歳以上) : 38万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合 : 56万円

エ 老人控除対象配偶者 (70歳以上) 特別障害者で、かつ、同居している場合 : 61万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、前年の合計所得が1,000万円を超える場合は控除されません。

※ 青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額 (円)	控除額 (円)	配偶者の所得金額 (円)	控除額 (円)
配偶者特別控除は受けられません。 (平成16年度税制改正。平成17年度分から適用)		380,001~449,999	330,000
		450,000~499,999	310,000
		500,000~549,999	260,000
		550,000~599,999	210,000
		600,000~649,999	160,000
		650,000~699,999	110,000
		700,000~749,999	60,000
		750,000~759,999	30,000
		760,000~	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき68万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,000円・県民税1,000円（標準課税）

※ 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置は、段階的に廃止されました。ただし、平成17年1月1日現在において65歳に達していた人の個人住民税については次のとおりです。（平成17年度税制改正）

(均等割)

- ・平成18年度均等割課税、町民税1,000円・県民税 300円（3分の1課税）
- ・平成19年度均等割課税、町民税2,000円・県民税 600円（3分の2課税）
- ・平成20年度均等割課税、町民税3,000円・県民税1,000円（全課税）

(所得割)

- ・平成18年度、3分の1課税
- ・平成19年度、3分の2課税
- ・平成20年度、全課税

(2) 所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×6%（県民税4%）＝算出税額

② 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア （土地等に係る課税事業所得等の金額）×7.2%（県民税4.8%）＝所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{（土地等に係る課税事業所得等の金額）+（課税総所得金額）×（通常の税率）

－（課税総所得金額）×（通常の税率）}×110%＝所得割額

③ 土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

○長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×3%（県民税2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 × 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円 (県民税 32 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 2,000 万円) × 3% (県民税 2%) = 所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 × 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円 (県民税 96 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 6,000 万円) × 3% (県民税 2%) = 所得割額

○ 短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 5.4% (県民税 3.6%) = 所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 × 3% (県民税 2%) = 所得割額

④ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区別し、原則として 3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益 × 20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%)</p> <p>〈平成 15~20 年の譲渡の特例〉 譲渡益 × 10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%)</p>
	<p>(注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 15 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除が可能である。</p> <p>※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座) を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。</p>
その他の株式等	<p>申告分離課税</p> <p>譲渡益 × 20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)</p>

⑤ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例…………… (所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)
 (課税所得金額) × 税率 - 税額控除 = 所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

- ① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 × 税率 = 算出税額
- ② 土地等に係る課税事業所得等の金額 × 税率 = 算出税額
- ③ 課税短期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額
- ④ 課税長期譲渡所得金額 × 税率 = 算出税額
- ⑤ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 税率 = 算出税額
- ⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額 × 税率 = 算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥ - 調整控除額 - 配当控除額 - 住宅借入金等特別税額控除額) - 外国税額控除額 = 所得割額

⑦ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額 - 配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額 = 配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 定率による税額控除

- ・平成 11 年度～平成 17 年度……………個人住民税所得割額の 15%相当額 (4 万円を限度)
- ・平成 18 年度……………個人住民税所得割額の 7.5%相当額 (2 万円を限度)
- ・平成 19 年度……………廃止

5. 税額控除

(ア) 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。(平成 19 年度分以後適用)

- ①個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円以下の場合
 次のいずれか小さい金額の 5% (町民税 3%、県民税 2%)
 イ. 人的控除額の差の合計額
 ロ. 個人住民税の合計課税所得金額

- ②個人住民税の合計課税所得金額が 200 万円超の場合
 {①イ - (①ロ - 200 万円)} の 5% (町民税 3%、県民税 2%)
 ただし、上記の金額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円とする。

人的控除の一覧

(単位: 万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者 (身体上 1～2 級)	30	40	10
寡婦 (寡夫) 控除	26	27	1
特定寡婦 (所得 500 万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除 (所得 65 万円以下)	26	27	1
配偶者控除 (所得 38 万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者 (70 歳以上)	38	48	10
同居の特障の控除対象配偶者	56	73	17
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	83	22
配偶者特別控除 (所得 76 万円未満)	—	—	—
前年所得 38 万円を超 40 万円未満	33	38	5
前年所得 40 万円以上 45 万円未満	33	36	3
扶養控除 (所得 38 万円以下)	33	38	5
特定扶養親族 (16 歳～22 歳)	45	63	18
老人扶養親族 (70 歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族 (70 歳以上)	45	58	13
同居の特別障害者	56	73	17
同居の特障の特定扶養親族	68	98	30
同居の特障の老人扶養親族	61	83	22
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	93	25
基礎控除	33	38	5

※ 老年者控除は平成 18 年度分 (所得税平成 17 年分) から廃止。

(イ) 配当控除

配当控除制度は、配当所得について、法人段階で法人税が課税され、更に個人段階でも所得税と個人住民税が課税されるため、その二重課税を調整するために設けられた制度である。

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
証 券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

平成 19 年分以降の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成 11 年から平成 18 年までに入居したものに限り）については、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額があるときは、平成 20 年度から平成 28 年度に限り、個人住民税の所得割額から控除する。

①と②のいずれか少ない金額から③の金額を控除した金額に次の控除率を乗じた金額を控除する。			
①所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額			
②前年の所得に係る平成 18 年分の税率による所得税			
③前年分の所得税額			
※所得税額は、住宅借入金等特別税額控除適用前			
町民税	3 / 5	県民税	2 / 5

(エ) 外国税額控除

外国税額控除は、外国で課税された所得税等の額を、所得税、都道府県民税及び区市町村民税の控除限度額の範囲内において、所得税から控除し、所得税で控除しきれないときは、都道府県民税から控除し、それでも控除しきれないときは、区市町村民税から控除する。

なお、以上でも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められている。

(オ) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得割の納税義務者が、配当割額又は株式等譲渡所得割額を課税された場合において、翌年の4月1日の属する年度分の個人住民税の申告書（確定申告書を含む）に、配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る一定の事項を記載して提出したときは、県民税又は町民税の所得割額からそれぞれ次の控除率を乗じた金額を控除する。

なお、控除しきれなかった金額があるときは、当該納税義務者に対して還付し、又はその年度分の住民税（県民税の所得割額、均等割額・町民税の所得割額、均等割額）に充当し、若しくは未納分の徴収金に充当する。

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

6. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	1月16日～1月31日

(イ) 特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所で毎月の給与等から天引きされ納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

■ 法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 の 区 分	税 額
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。） オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与またはこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	5万円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円

(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	300万円

(2) 法人税割 (標準税率) : 課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

(1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

(2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

年 区 分		16		17		18		19		20	
		納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額
普通徴収	均等割のみ	596	1,788	606	1,529	675	1,765	709	1,982	747	2,241
	所得割のみ	528	24,169	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	2,719	206,483	3,541	255,340	4,086	295,255	4,287	388,873	4,250	383,854
	計	3,843	232,440	4,147	256,869	4,761	297,020	4,996	390,855	4,997	386,095
特別徴収	均等割のみ	114	342	150	345	159	471	159	475	153	459
	所得割のみ	517	39,858	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	4,753	583,042	5,484	669,858	5,482	694,990	5,443	860,920	5,507	828,001
	計	5,384	623,242	5,634	670,203	5,641	695,461	5,602	861,395	5,660	828,460
合 計	均等割のみ	710	2,130	756	1,874	834	2,236	868	2,457	900	2,700
	所得割のみ	1,045	64,027	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	7,472	789,525	9,025	925,198	9,568	990,245	9,730	1,249,793	9,757	1,211,855
	計	9,227	855,682	9,781	927,072	10,402	992,481	10,598	1,252,250	10,657	1,214,555
特別徴収義務者		2,639		2,701		2,663		2,664		2,713	

資料：課税状況等調書第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区分別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	16			17			18			19			20		
	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比	税 額	構成比	対前年 増減比
給与所得者	753,463	88.0	△3.4	814,495	87.9	8.1	843,111	85.0	3.5	1,066,974	85.2	26.6	1,024,477	84.3	△ 4.0
営業等所得者	43,278	5.1	3.7	48,040	5.2	11.0	48,944	4.9	1.9	47,069	3.8	△ 3.8	49,154	4.1	4.4
農業所得者	992	0.1	463.6	250	0.0	△ 74.8	291	0.0	16.4	393	0.0	35.1	621	0.0	58.0
その他の 所得者	57,949	6.8	△17.7	64,287	6.9	10.9	100,135	10.1	55.8	137,814	11.0	37.6	140,303	11.6	1.8
計	855,682	100	△4.1	927,072	100	8.3	992,481	100	7.1	1,252,250	100	26.2	1,214,555	100	△ 3.0

資料：課税状況等調書第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	16			17			18			19			20		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	7,627	82.7	2.0	8,138	83.2	6.7	8,273	79.5	1.7	8,397	79.2	1.5	8,362	78.5	△ 0.4
営業等所得者	377	4.0	△7.6	379	3.9	0.5	402	3.9	6.1	390	3.7	△ 3.0	404	3.8	3.6
農業所得者	33	0.4	43.5	22	0.2	△ 33.3	23	0.2	4.5	20	0.2	△ 13.0	22	0.2	10.0
その他の所得者	1,190	12.9	10.9	1,242	12.7	4.4	1,704	16.4	37.2	1,791	16.9	5.1	1,869	17.5	4.4
計	9,227	100	2.7	9,781	100	6.0	10,402	100	6.3	10,598	100	1.9	10,657	100	0.6

資料：課税状況等調書第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	16			17			18			19			20		
	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比	総所得金額	構成比	対前年 増減比
給与所得者	25,575,589	86.4	△2.5	26,683,940	86.8	4.3	26,324,873	83.9	△ 1.3	26,699,067	83.8	1.4	26,411,288	83.7	△ 1.1
営業等所得者	1,165,405	3.9	△5.1	1,166,401	3.8	0.1	1,187,966	3.8	1.8	1,184,414	3.7	△ 0.3	1,210,015	3.8	2.2
農業所得者	62,831	0.2	173.3	23,402	0.1	△ 62.8	18,947	0.1	△ 19.0	18,073	0.1	△ 4.6	22,641	0.1	25.3
その他の 所得者	2,090,275	7.1	△0.5	2,490,544	8.1	19.1	3,316,484	10.6	33.2	3,452,489	10.8	4.1	3,592,978	11.4	4.1
分離課税 所得者	717,835	2.4	△1.9	358,036	1.2	△ 50.1	504,628	1.6	40.9	492,041	1.6	△ 2.5	324,322	1.0	△ 34.1
計	29,611,935	100	△2.3	30,722,323	100	3.7	31,352,898	100	2.1	31,846,084	100	1.6	31,561,244	100	△ 0.9

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分	16		17		18		19		20	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	2,227	△18.6	0	皆減	1,903	皆増	4,740	149.1	537	△88.7
医療費控除	165,613	7.6	189,090	14.2	214,073	13.2	246,220	15.0	293,211	19.1
社会保険料控除	4,296,519	5.7	4,325,427	0.7	4,455,254	3.0	4,629,674	3.9	4,644,104	0.3
小規模企業共済掛金控除	46,310	△0.2	42,911	△7.3	47,321	10.3	45,447	△4.0	47,695	4.9
生命保険料控除	256,730	1.1	267,489	4.2	274,407	2.6	278,288	1.4	275,842	△0.9
地震(損害)保険料控除	15,004	1.5	15,652	4.3	16,643	6.3	16,622	△0.1	20,609	24.0
寄付金控除	0	皆減	7	皆増	1,000	14,285.7	100	△90.0	150	50.0
障害者控除	63,760	5.3	63,880	0.2	79,240	24.0	83,860	5.8	86,200	2.8
老年者控除	294,240	6.1	360,960	22.7						
寡婦控除	26,800	11.9	26,740	△0.2	34,800	30.1	34,840	0.1	38,960	11.8
寡夫控除	3,900	36.4	2,860	△26.7	3,380	18.2	3,120	△7.7	4,940	58.3
勤労学生控除	260	△50.0	0	皆減	780	皆増	780	0.0	260	△66.7
配偶者控除	981,030	1.8	1,050,850	7.1	1,136,010	8.1	1,123,270	△1.1	1,121,270	△0.2
配偶者特別控除	802,560	2.6	34,240	△95.7	36,960	7.9	53,460	44.6	55,550	3.9
扶養控除	1,607,920	△2.1	1,626,760	1.2	1,616,350	△0.6	1,590,290	△1.6	1,576,550	△0.9
基礎控除	2,810,610	2.3	2,978,250	6.0	3,157,440	6.0	3,210,900	1.7	3,219,810	0.3
合計	11,373,483	3.0	10,985,116	△3.4	11,075,561	0.8	11,321,611	2.2	11,385,688	0.6

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調書第58表

7. 平成20年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	574	1,722	0	0	7,788	23,364	999,391	8,362	1,024,477
営業等所得者	71	213	0	0	333	999	47,942	404	49,154
農業所得者	10	30	0	0	12	36	555	22	621
その他の所得者	245	735	0	0	1,624	4,872	134,696	1,869	140,303
合 計	900	2,700	0	0	9,757	29,271	1,182,584	10,657	1,214,555

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分 \ 年 度	16	17	18	19	20
人 口 1 人 当 り	40,372	43,126	45,952	57,742	56,454
一 世 帯 当 り	102,587	107,686	113,791	141,035	136,130
納 税 義 務 者 1 人 当 り	92,737	94,783	95,413	118,159	113,968
普 通 徴 収 1 人 当 り	60,484	61,941	62,386	78,233	77,265
特 別 徴 収 1 人 当 り	115,758	118,957	123,287	153,766	146,371

※ 平成20年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照

平成20年7月1日現在：(人口 21,514人 世帯数 8,922世帯)

9. 平成20年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

(単位：人・千円)

課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		計	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	301	14,110	21	885	0	0	59	3,435	29	181,260	410	199,690
10万円を超え 100万円以下	1,941	1,145,813	137	68,365	8	2,802	801	449,063	13	45,224	2,900	1,711,267
100万円を超え 200万円以下	2,391	3,512,009	73	107,975	2	2,637	417	576,496	12	109,569	2,895	4,308,686
200万円を超え 300万円以下	1,357	3,305,570	46	111,691	2	4,473	151	368,015	6	19,185	1,562	3,808,934
300万円を超え 400万円以下	719	2,493,775	18	61,953	0	0	66	223,308	5	38,750	808	2,817,786
400万円を超え 550万円以下	586	2,745,361	17	80,264	0	0	43	197,605	9	78,353	655	3,101,583
550万円を超え 700万円以下	266	1,633,803	5	29,589	0	0	7	41,625	2	12,672	280	1,717,689
700万円を超え 1,000万円以下	139	1,103,543	5	43,013	0	0	12	96,200	3	31,765	159	1,274,521
1,000万円を 超える金額	69	1,176,639	9	294,703	0	0	5	60,881	5	183,918	88	1,716,141
合 計	7,769	17,130,623	331	798,438	12	9,912	1,561	2,016,628	84	700,696	9,757	20,656,297

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	15	16	17	18	19
納 税 義 務 者	401	413	421	445	467
均 等 割 額	44,786	39,537	42,619	40,493	39,572
法 人 税 割 額	41,158	35,214	84,139	88,122	74,070
合 計	85,944	74,751	126,758	128,615	113,642
対 前 年 増 加 額	△10.6	△ 13.0	69.6	1.5	△ 11.6

11. 平成19年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	2,135	1,772	3,907
5	5,286	5,419	10,705
6	8,247	28,131	36,378
7	1,658	1,010	2,668
8	4,058	4,455	8,513
9	1,999	673	2,672
10	2,227	1,607	3,834
11	8,922	26,087	35,009
12	1,405	1,088	2,493
1	1,088	1,187	2,275
2	1,365	873	2,238
3	1,182	1,768	2,950
合 計	39,572	74,070	113,642

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成19年度)

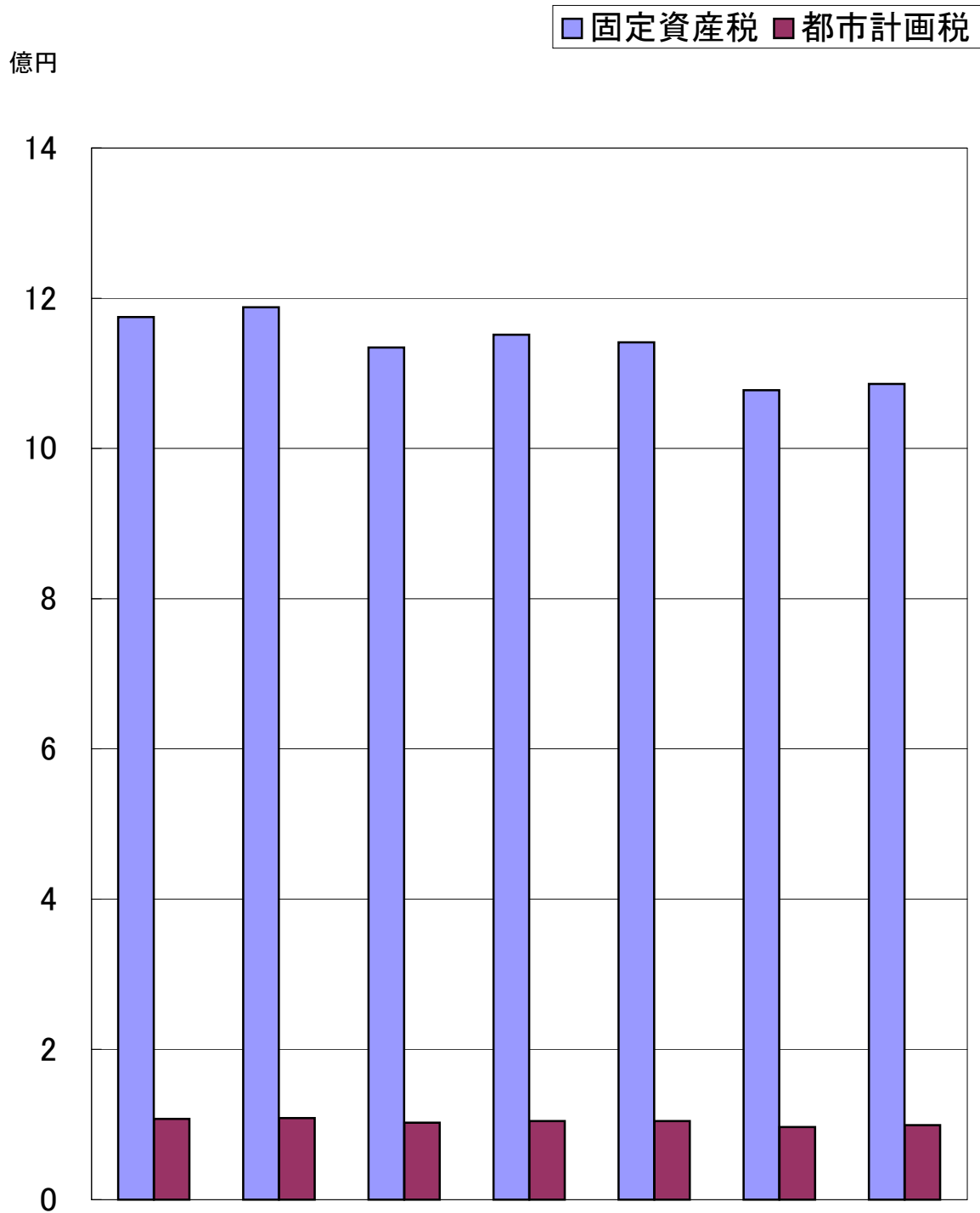
決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	10	26	138	23	33	41	33	40	57	16	12	38	467

13. 法人の設立状況

(平成19年度)

法人等の区分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3	0	3
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	32	1	33
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	2	0	2
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	15	3	18
(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	41	22	63
(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人	34	311	345
計	130	337	467

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
固定資産税 決算額	1,174,759	1,187,759	1,134,501	1,151,239	1,141,338	1,077,557	1,085,991
都市計画税 決算額	107,334	108,566	102,428	104,616	104,533	96,814	99,023

(単位:千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1) **土地**：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2) **家屋**：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3) **償却資産**：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1) **土地**：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2) **家屋**：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3) **償却資産**：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1) 土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2) 償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その評価額が前年度の評価額を超える場合は、通常、前年度の評価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で **100分の1.4** としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家屋： 20万円

ウ. 償却資産： 150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1/3、その他の住宅用地で2/3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 平成18年度固定資産税等の税制改正について

固定資産税の土地と家屋の評価額については、3年に一度評価替が行われます。平成18年度がこの年にあたり、土地と家屋の評価額の見直しが行われました。

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

平成18年度の評価替の状況をみますと、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額であれば同じ税負担となるのが本来の姿です。平成18年度から平成20年度までの税負担の調整措置については、負担水準の高い土地については、これまでの制度を継続する一方、負担水準の低い土地については、制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額と

します。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が 80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が 80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率 (1/6 または 1/3) を乗じて得た額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 80%を上回る場合には 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

(2) 農地 (一般農地および一般市街化区域農地)

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。(一般市街化区域農地に関する特例率 (1/3) も継続します。)

(3) 据置年度の価格の修正

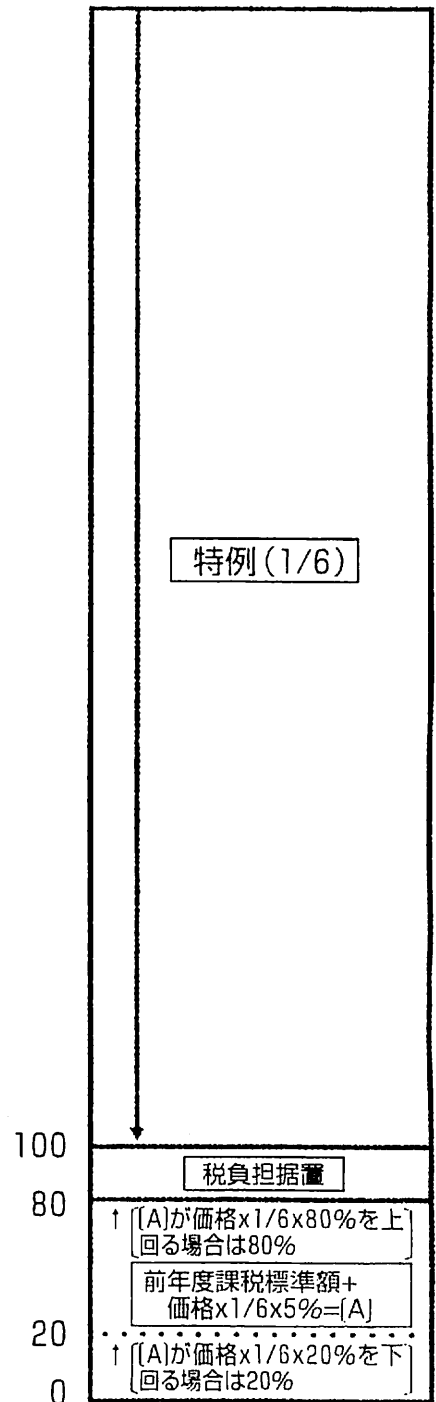
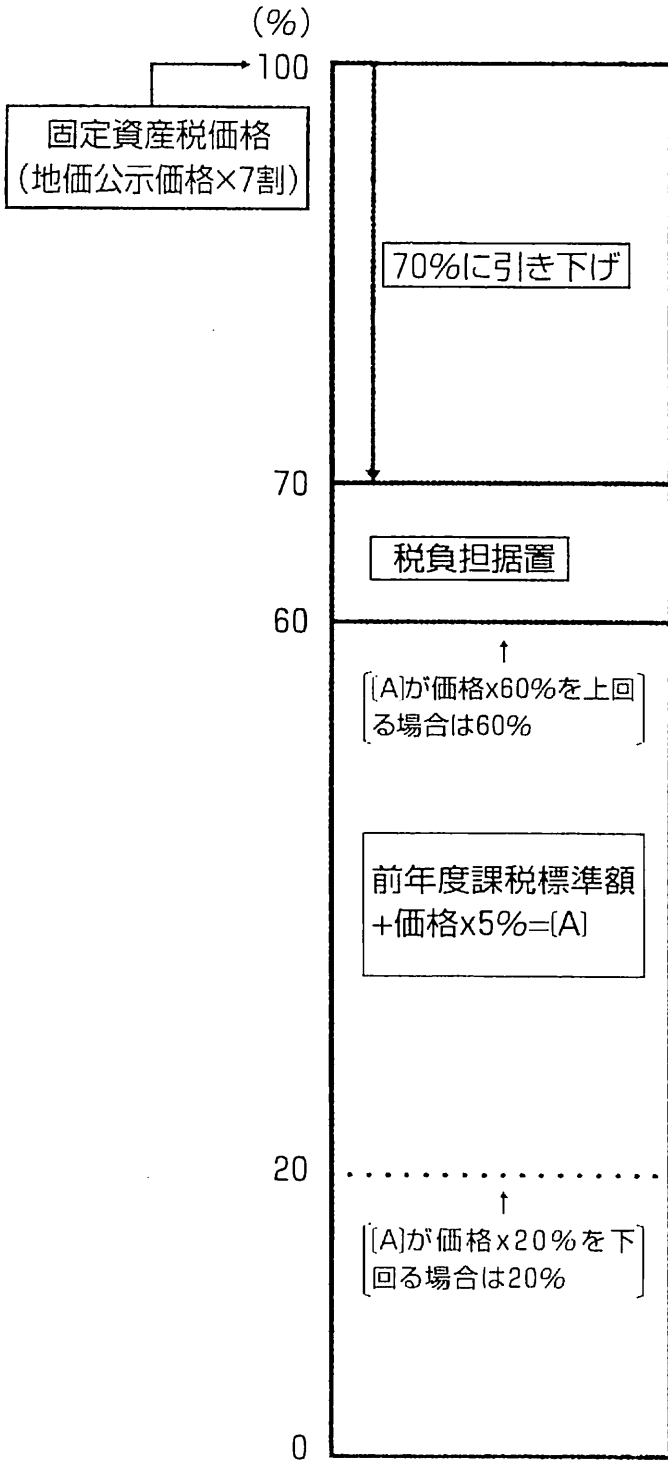
土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 19 年度および平成 20 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない宅地等について、簡易な方法によって価格の修正を行いました。

2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地

小規模住宅用地



3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年度 区分	16		17		18		19		20	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固定資産税	8,302	103	8,467	102	8,553	101	8,692	102	8,730	100
都市計画税	6,177	103	6,359	103	6,413	101	6,554	102	6,588	101

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

年度 区分	16		17		18		19		20	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土地(筆)	25,189	101	25,325	101	25,446	100	25,492	100	25,493	100
家屋(棟)	7,289	102	7,472	103	7,577	101	7,698	102	7,713	100

資料：平成20年度概要調書第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位：千円・%)

年度 区分		15				16				17			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	388,786	375,966	99.5	101.4	372,214	361,001	95.7	96.0	352,016	342,490	95.7	96.0
	家屋	429,645	415,478	91.0	104.9	459,468	445,626	106.9	107.3	480,405	467,405	106.9	107.3
	小計	818,431	791,444	94.8	103.2	831,682	806,627	101.6	101.9	832,421	809,895	101.6	101.9
	償却資産	319,701	319,701	96.6	98.4	322,470	322,470	100.9	100.9	310,858	310,858	100.9	100.9
	合計	1,194,068	1,161,679	100.8	100.8	1,138,132	1,111,145	95.3	101.8	1,143,279	1,120,753	101.4	101.6
都市計画税	土地	59,202	57,799	95.4	96.6	55,677	54,468	94.0	94.2	52,477	51,442	94.0	94.2
	家屋	44,207	43,159	92.6	105.4	49,832	48,750	112.7	113.0	52,898	51,856	112.7	113.0
	合計	103,409	100,958	100.9	100.9	105,509	103,218	94.2	100.0	105,375	103,298	102.0	102.2

年度 区分		18				19				20			
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	335,553	326,805	95.3	95.4	327,393	318,136	97.6	97.3	327,393		100.0	
	家屋	437,017	425,624	91.0	91.1	456,542	443,633	104.5	104.2	456,541		100.0	
	小計	772,570	752,429	92.8	92.9	783,935	761,769	101.5	101.2	783,934		100.0	
	償却資産	305,686	305,686	98.3	98.3	305,923	305,923	100.1	100.1	305,923		100.0	
	合計	1,078,256	1,058,115	94.3	94.4	1,089,858	1,067,692	101.1	100.9	1,089,857		100.0	
都市計画税	土地	49,763	48,834	94.8	94.9	48,782	47,790	98.0	97.9	48,782		100.0	
	家屋	48,081	47,182	90.9	91.0	51,099	50,060	106.3	106.1	51,099		100.0	
	合計	97,844	96,016	92.9	93.0	99,881	97,850	102.1	101.9	99,881		100.0	

資料：決算統計（平成15年度～平成19年度）、当初賦課実績（平成20年度）

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

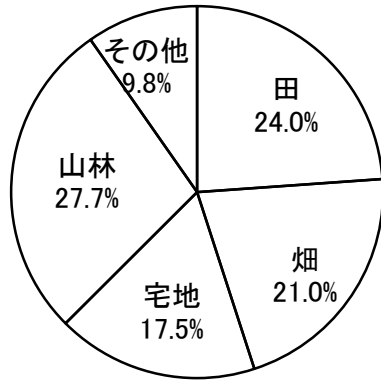
区分 個人 法人の別	総 数 (人)	法定免税点 未満のもの (人)	法定免税点 以上のもの (人)
個人	7,914	1,544	6,370
法人	320	105	215
計	8,234	1,649	6,585

資料：平成20年度概要調書第1表

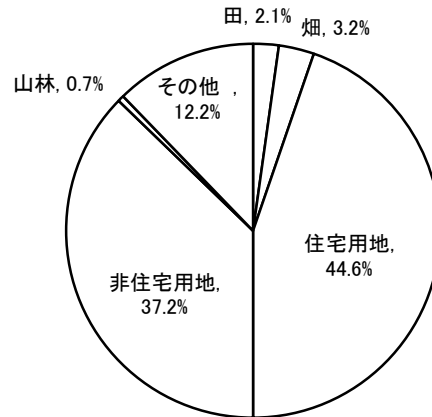
■ 価格等に関する調

区分 地目	地積				
	非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)	
田	一般田	99,363	3,399,816	286,919	3,112,897
	市街化区域田	12,718	77,376	19	77,357
畑	一般畑	116,382	2,454,144	271,750	2,182,394
	市街化区域畑	59,775	585,480	7,361	578,119
宅地	小規模住宅用地		1,304,590	15,139	1,289,451
	一般住宅用地		675,863	478	675,385
	商業地等		562,464	89	562,375
	計	190,023	2,542,917	15,706	2,527,211
塩田					
鉱泉地					
池沼	20,978				
山林	一般山林	219,985	3,616,704	489,037	3,127,667
	介在山林	30,191	408,731	38,003	370,728
牧場					
原野	54,718	474,467	117,943	356,524	
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄軌道用地	128	324,422	3	324,419
	その他の雑種地	50,180	620,851	72,590	548,261
	計	50,308	945,273	72,593	872,680
その他	3,660,651				
合計	4,515,092	14,504,908	1,299,331	13,205,577	

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決定価格				筆数				単位当り価格	
総額 (千円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千円) (ク)	非課税 筆数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
355,515	29,901	325,614	325,614	423	4,137	463	3,674	105	113
830,564	597	829,967	150,768	56	132	1	131	10,734	35,400
147,907	16,341	131,566	131,566	269	2,845	390	2,455	60	61
7,131,153	58,716	7,072,437	600,050	265	644	18	626	12,180	40,700
40,518,438	194,605	40,323,833	6,613,596		7,332	180	7,152	31,058	64,088
11,430,052	6,248	11,423,804	3,729,555		3,738	17	3,721	16,912	63,576
12,590,192	1,383	12,588,809	8,629,969		1,331	12	1,319	22,384	67,820
64,538,682	202,236	64,336,446	18,973,120	395	12,401	209	12,192	25,380	67,820
				16					
175,533	23,320	152,213	152,213	295	2,925	656	2,269	49	51
19,551	1,795	17,756	17,756	115	522	67	455	48	51
21,351	5,307	16,044	16,044	212	1,774	442	1,332	45	45
998,879	9	998,870	699,208	2	1,235	1	1,234	3,079	3,282
3,111,456	42,377	3,069,079	2,122,613	450	1,715	590	1,125	5,012	56,538
4,110,335	42,386	4,067,949	2,821,821	452	2,950	591	2,359	4,348	56,538
				6,078					
77,330,591	380,599	76,949,992	23,188,952	8,576	28,330	2,837	25,493	5,331	

資料：平成20年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

地区別	区分	地積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁華街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	37,422	2,144,243	1,140,884	57,299	67,820	中央台2丁目
	計	37,422	2,144,243	1,140,884	57,299	67,820	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,386,855	49,368,507	12,416,025	35,597	59,067	東酒々井一丁目
	計	1,386,855	49,368,507	12,416,025	35,597	59,067	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集団地区						
	村落地区	1,094,705	12,800,873	5,400,235	11,693	40,200	中川 広町
	計	1,094,705	12,800,873	5,400,235	11,693	40,200	
観光地区							
農業用施設の用に供する宅地		8,229	22,823	15,976	2,773	4,903	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合計		2,527,211	64,336,446	18,973,120	25,457		

資料：平成20年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		6,923	185	6,738		
棟 数 (棟)	木 造	6,327	269	6,058	木造家屋	27,130
	非 木 造	1,664	9	1,655	非木造家屋	44,345
	計	7,991	278	7,713	$\frac{\text{単位当り価格}}{\text{提示平均価額}}$	
床 面 積 (㎡)	木 造	637,193	10,429	626,764	木造家屋	100%
	非 木 造	417,823	233	417,590	非木造家屋	100%
	計	1,055,016	10,662	1,044,354		
決 定 価 格 (千円)	木 造	17,259,789	15,347	17,244,442	実際免税点の額 200,000円	
	非 木 造	18,557,244	877	18,556,367		
	計	35,817,033	16,224	35,800,809		
単 位 当 り 価 格 (円)	木 造	27,087	1,472	27,513		
	非 木 造	44,414	3,764	44,437		
	計	33,949	1,522	34,280		

資料：平成20年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増 減 項 目	新 増 築			減 少		
		木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
16	棟数（棟）	178	61	239	60	5	65
	面積（㎡）	22,285	19,321	41,606	3,930	380	4,310
	㎡当り単価 （円）	63,164	86,036	73,786	10,835	11,979	10,935
	決定価格 （千円）	1,407,615	1,662,309	3,069,924	42,580	4,552	47,132
17	棟数（棟）	175	42	217	60	4	64
	面積（㎡）	21,000	5,101	26,101	3,394	280	3,674
	㎡当り単価 （円）	62,761	66,798	63,550	9,497	26,768	10,813
	決定価格 （千円）	1,317,973	340,735	1,658,708	32,232	7,495	39,727
18	棟数（棟）	165	31	196	63	6	69
	面積（㎡）	18,135	4,245	22,380	4,131	325	4,456
	㎡当り単価 （円）	62,958	73,763	65,008	10,188	12,049	10,324
	決定価格 （千円）	1,141,751	313,125	1,454,876	42,087	3,916	46,003
19	棟数（棟）	108	113	221	39	8	47
	面積（㎡）	12,166	10,574	22,740	2,691	1,013	3,704
	㎡当り単価 （円）	63,624	87,521	74,736	9,918	29,544	15,285
	決定価格 （千円）	774,051	925,450	1,699,501	26,689	29,928	56,617
20	棟数（棟）	68	33	101	38	10	48
	面積（㎡）	8,788	2,647	11,435	3,104	1,408	4,512
	㎡当り単価 （円）	62,229	77,802	65,834	11,704	27,436	16,613
	決定価格 （千円）	546,871	205,942	752,813	36,328	38,630	74,958

資料：平成20年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

区 分		価 格 等	地 積 (千㎡)	決 定 価 格	課 税 標 準 額
			床面積 (㎡)	(千円)	(千円)
土 地	宅 地 等	宅 地	1,424	51,525,804	22,148,304
		そ の 他	589	2,040,250	1,425,688
		小 計	2,013	53,566,054	23,573,992
	農 地	655	7,902,405	786,436	
	計	2,668	61,468,459	24,360,428	
家 屋	木 造 家 屋	450,770	13,360,586	13,360,586	
	非 木 造 家 屋	272,654	12,856,098	12,856,098	
	計	723,424	26,216,684	26,216,684	
合 計				87,685,143	50,577,112

資料：平成20年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの	
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	2,001,191	1,967,860	37,907	1,929,953
	機 械 及 び 装 置	1,565,863	1,559,497	16,345	1,543,152
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	8,289	8,289		8,289
	工 具、器 具 及 び 備 品	856,543	856,525	53	856,472
	調 整 額				
	小 計	4,431,886	4,392,171	54,305	4,337,866
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	18,972,461	16,887,020		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	774,303	774,303		
	小 計	19,746,764	17,661,323		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		24,178,650	22,053,494		
内 訳	町 分 の 額		22,053,494		
	県 分 の 額				

資料：平成20年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価格	算定基準額	金額	団体数
交 付 金	1,683,872	384,292	5,380	2
納 付 金				

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分		国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
		算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用		206,611	2,893	2,893
		1/3適用				
		2/5適用		177,681	2,487	2,487
		住宅以外のもの				0
計			0	384,292	5,380	5,380

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成20年度概要調書第89表

(ウ) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金の状況

(単位：千円)

区 分	固定資産の価格	算定基準額	納付金額
土 地		/	/
家 屋			
償 却 資 産			
計			

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	15	16	17	18	19	20
中央台1丁目14-9	75,600	73,500	72,500	71,900	72,100	76,100
東酒々井一丁目1-217	73,500	69,300	67,200	65,600	66,200	67,200
酒々井字馬場95-2	43,300	39,100	37,100	35,500	34,700	
中川字苗代場328	68,300	64,600	62,000	60,900	60,400	62,400
本佐倉字北押出し263-196	47,900	45,900	44,400	43,100	41,800	41,600
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	39,400	35,400	31,800	28,800	27,500	24,800
下岩橋字作畑262-7	46,200	42,100	38,300	35,200	34,400	31,600
上本佐倉字中宿59-2	45,200	41,500	38,500	36,400	35,500	34,800

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

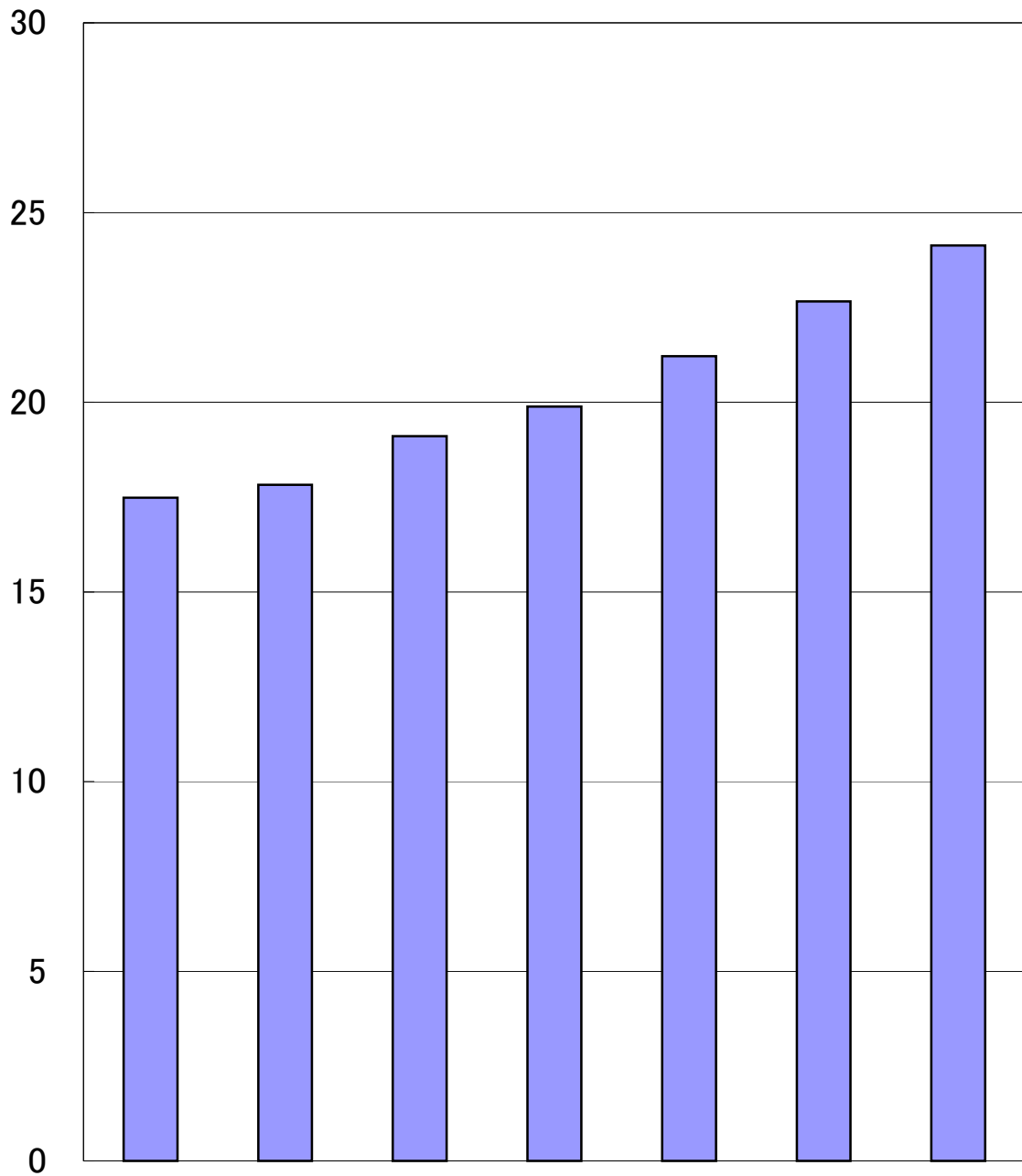
所 在	15	16	17	18	19	20
中央台2丁目14-10	72,700	69,000	68,300	68,000	68,300	70,000
上岩橋字岩崎348-5	59,000	56,600	54,600	53,000	52,200	52,200
東酒々井四丁目4-145	70,000	66,500	64,500	62,600	62,000	62,000
上本佐倉一丁目6-4	48,000	44,000	41,800	39,800	37,900	36,700
尾上字馬場354（調整区域）	13,500	12,000	11,100	10,500	10,000	9,700

■ 固定資産税基準地等評価額（課税基準日：平成19年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
下台字熊野（町道02-009号線付近）	21,500
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	28,800
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	23,800
本佐倉北押出し（成城台団地）	28,600
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	17,400
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	19,000
尾上字柳作（国道296号線付近）	14,500
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	6,800
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	44,100
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	36,200
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	14,200
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	29,700
伊籾字大日（国道51号線付近）	23,100
伊籾新田字瀬戸山（町道2B-010号線付近）	8,000
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	30,200
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	55,600
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	41,500
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	43,500
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,000
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	48,900
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	47,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	37,000

(3) 軽自動車税

百万円



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決 算 額	17,481	17,819	19,104	19,886	21,213	22,656	24,128

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
 (所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額	
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1,000円	
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200円	
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600円	
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500円	
小型特殊自動車及び	ア、二輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円	
	イ、三輪のもの	3,100円	
	ウ、四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	5,500円
		乗用のもの 自家用	7,200円
	貨物のもの	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車を含む。)	1,600円	
小型特殊 1,000cc以下	2,400円		
その他のもの	4,700円		
二輪の小型自動車		4,000円	

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月16日～6月2日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調(定期分)

年 度		16					17					(a) 保 有 台 数	
		(a) 保 有 台 数	(b) 官 公 署 分	(c) 課 税 免 除 台 数	(a)-(b) -(c) 課 税 台 数 (d)	調 定 額 (千円)	(a) 保 有 台 数	(b) 官 公 署 分	(c) 課 税 免 除 台 数	(a)-(b) -(c) 課 税 台 数 (d)	調 定 額 (千円)		
車 種													
		原 動 機 付 自 転 車	50cc 以下	1,291	2	0	1,289	1,289	1,277	0	0	1,277	1,277
ミ ニ カ ー	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
90cc 以下	68		0	0	68	82	61	0	0	61	73	57	
125cc 以下	50		0	0	50	80	46	0	0	46	73	49	
小 計	1,409		2	0	1,407	1,451	1,384	0	0	1,384	1,423	1,388	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車	187	0	0	187	449	193	0	0	193	463	212	
	三 輪 車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	四輪乗用	営業用	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5	2
		自家用	1,927	3	0	1,924	13,853	2,123	3	0	2,120	15,264	2,321
	四輪貨物	営業用	39	0	0	39	117	40	0	0	40	120	44
		自家用	879	4	0	875	3,500	880	4	0	876	3,504	892
	農 耕 用	207	0	0	207	331	201	0	0	201	322	194	
	小型特殊1,000cc以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特殊作業用	15	3	0	12	47	14	3	0	11	45	17	
小 計	3,254	10	0	3,244	18,297	3,452	10	0	3,442	19,723	3,682		
二輪の小型自動車		190	0	0	190	760	213	0	0	213	852	211	
合 計		4,853	12	0	4,841	20,508	5,049	10	0	5,039	21,998	5,281	
対前年比	税額 (%)	105.4%					104.1%						
	台数(d) (%)	103.1%					107.3%						

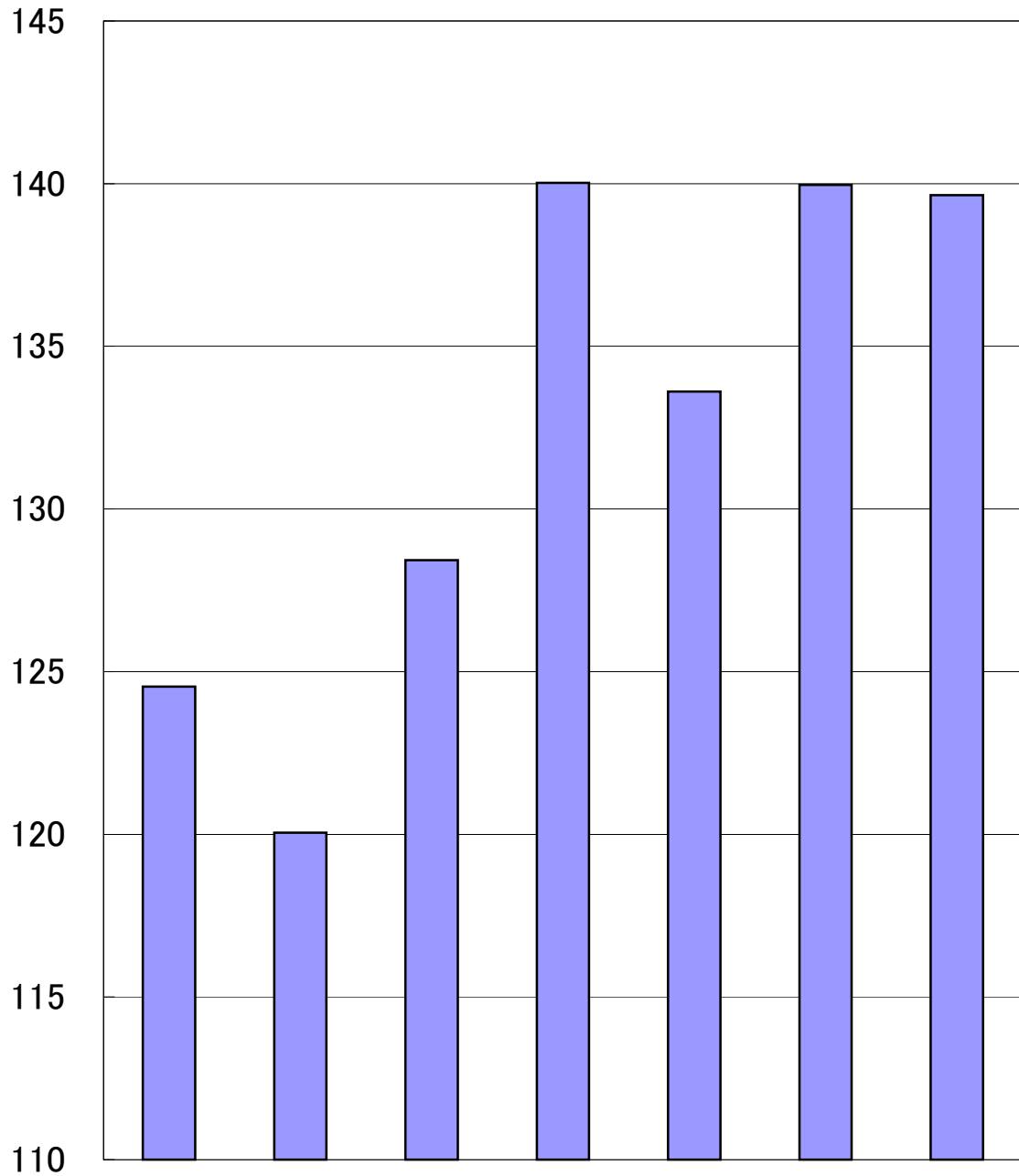
18				19					20				
(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税	
署 分	除台数	台 数	(千円)	台 数	署 分	除台数	台 数	(千円)	台 数	署 分	除台数	台 数	(千円)
0	0	1,275	1,275	1,290	0	0	1,290	1,290	1,246	0	0	1,246	1,246
0	0	7	18	8	0	0	8	20	7	0	0	7	18
0	0	57	68	54	0	0	54	65	53	0	0	53	64
0	0	49	78	48	0	0	48	77	57	0	0	57	91
0	0	1,388	1,439	1,400	0	0	1,400	1,452	1,363	0	0	1,363	1,419
0	0	212	509	227	0	0	227	545	238	0	0	238	571
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	11	3	0	0	3	16	4	0	0	4	22
3	0	2,318	16,690	2,500	1	0	2,499	17,993	2,717	1	0	2,716	19,555
0	0	44	132	43	0	0	43	129	48	0	0	48	144
4	0	888	3,552	914	3	0	911	3,644	911	3	0	908	3,632
0	0	194	310	186	0	0	186	298	184	0	0	184	294
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	14	52	11	3	0	8	37	11	3	0	8	37
10	0	3,672	21,256	3,884	7	0	3,877	22,662	4,113	7	0	4,106	24,255
0	0	211	844	214	0	0	214	856	215	0	0	215	860
10	0	5,271	23,539	5,498	7	0	5,491	24,970	5,691	7	0	5,684	26,534
107.0%				106.1%					106.3%				
104.6%				104.2%					103.5%				

各年4月1日現在

各年4月1日現在

(4)町たばこ税

百万円



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決 算 額	124,539	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959	139,643

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

- (1) 紙巻たばこ等 1,000 本につき 3,298 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 2,977 円)
- (2) 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,564 円 (平成 18 年 6 月 30 日以前 1,412 円)
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄)

5. 納 税

日本たばこ産業（株）や卸売販売業者等は、毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納付する。

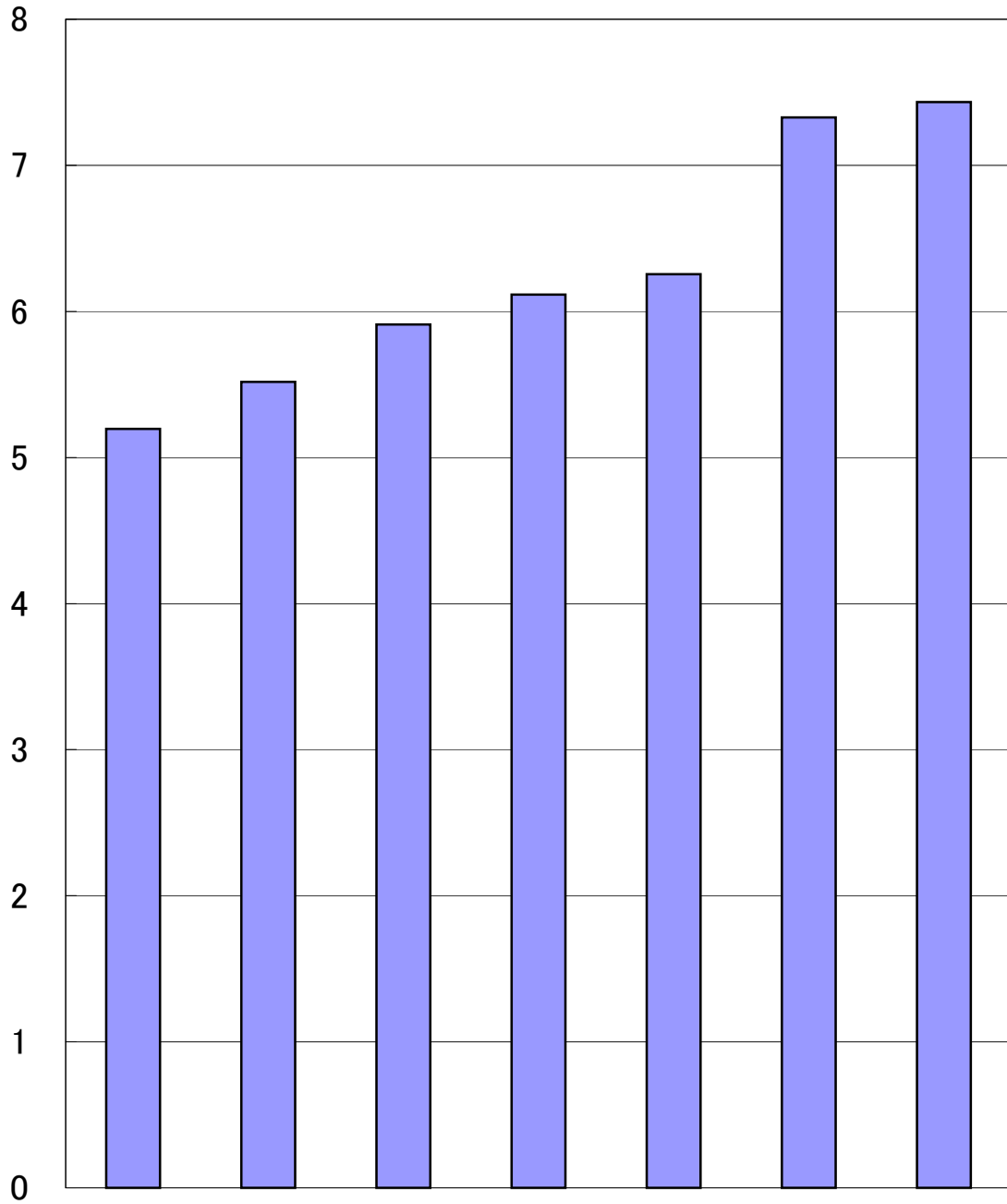
2. 町たばこ税の推移

年 度 項 目	14	15	16	17	18	19
	売渡本数 (千 本)	257 44,975	251 44,631	261 47,040	251 44,881	338 43,859
税 率	1,266 /1,000	1,412 /1,000	1,412 /1,000	1,412 /1,000	1,564 /1,000	1,564 /1,000
	2,668 /1,000	2,977 /1,000	2,977 /1,000	2,977 /1,000	3,298 /1,000	3,298 /1,000
税 額 (千 円)	325 119,994	353 127,932	368 140,040	353 133,611	528 139,167	604 139,664
合計税額(千円)	120,319	128,285	140,408	133,964	139,695	140,268
返還控除税額(千円)	271	410	384	354	634	626
差引調定額(千円)	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959	139,642

- ※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ
- ※ 平成15年度の差引調定額は、手持品課税（551千円）を含む。
- ※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税（898千円）を含む。

(5) 国民健康保険税

億円



	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
決算額	519,529	551,797	591,040	611,496	625,465	732,771	743,278

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所がある国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。(擬制世帯主といいます。)

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し基礎課税額（医療分）、後期高齢者医療支援金課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額です。

② 後期高齢者医療支援金課税額

加入者それぞれの所得、加入者数に応じて計算した額です。

③ 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得および人数に応じて計算し合計した額です。

区 分	課 税 対 象		税 率 等		
			基礎課税額	後期高齢者医療支援金課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	5.6/100	2.7/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100		
均等割	国保加入者数	×	23,000円	6,400円	13,000円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200円		
課税限度額			470,000円	120,000円	90,000円

(注)住民税の各種控除等が一部適用になりません。

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月2日

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

区 分		年 度		
		16	17	
町の世帯数（世帯）		A	8,243	8,499
町の人口（人）		B	21,051	21,361
国保加入世帯数（世帯）		C	3,681	3,839
Cの被保険者数（人）		D	7,268	7,453
加入割合（％）		C / A	44.66	45.17
加入割合（％）		D / B	34.53	34.89
課税内訳	所得割総額（千円）	基礎	349,514	357,240
		支援金	—	—
		介護	17,691	18,013
	資産割総額（千円）	基礎	49,498	51,454
		基礎	132,939	134,507
	被保険者均等割総額（千円）	支援金	—	—
		介護	21,461	21,814
	世帯別平等割総額（千円）	基礎	76,082	78,228
	計（千円）	基礎	608,033	621,429
		支援金	—	—
介護		39,152	39,827	
税率	所得割	基礎	7.8/100	7.8/100
		支援金	—	—
		介護	0.8/100	0.8/100
	資産割	基礎	26.6/100	26.6/100
		基礎	19,500	19,500
	被保険者均等割（円）	支援金	—	—
		介護	9,000	9,000
世帯別平等割（円）	基礎	22,500	22,500	
課税限度額（円）	基礎	530,000	530,000	
	支援金	—	—	
	介護	70,000	70,000	
所得割の按分基礎			法第703条の4第6項の総所得金額（ただし書方式）	同 左
資産割の按分基礎			固定資産税額のうち土地及び家屋に係る税額	同 左

(単位：千円・%・世帯・人)

18	19	20
8,686	8,822	8,892
21,587	21,630	21,513
3,949	4,025	4,039
7,562	7,590	7,597
45.46	45.62	45.42
35.03	35.09	35.31
391,397	407,344	241,325
—	—	107,186
27,984	27,552	25,443
44,784	46,633	35,011
195,281	194,534	129,396
—	—	36,006
29,742	28,504	26,987
105,294	106,011	86,109
736,756	754,522	491,841
—	—	143,192
57,726	56,056	52,430
8.3/100	8.3/100	5.6/100
—	—	2.7/100
1.4/100	1.4/100	1.4/100
25.0/100	25.0/100	25.0/100
29,400	29,400	23,000
—	—	6,400
13,000	13,000	13,000
31,200	31,200	31,200
530,000	530,000	470,000
—	—	120,000
90,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行
：平成20年4月1日より後期高齢者支援金施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 税目		16					17				
		区分		調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	478,093	426,131	89.1	100.2	基礎	453,487	401,685	88.6	94.3
		介護	30,181	26,204	86.8	100.6	介護	27,875	23,669	84.9	90.3
	滞	基礎	169,615	24,316	14.3	103.9	基礎	174,413	24,989	14.3	102.8
		介護	11,254	1,543	13.7	115.9	介護	13,510	1,735	12.8	112.4
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	125,668	124,415	99.0	116.5	基礎	165,106	162,047	98.1	130.2
		介護	7,807	7,761	99.4	108.8	介護	10,639	10,442	98.1	134.5
	滞	基礎	5,613	1,075	19.2	110.5	基礎	4,493	869	19.3	80.8
		介護	355	50	14.1	62.5	介護	352	29	8.2	58.0
小計	現	641,749		584,511	91.1	103.4	657,107		597,843	91.0	102.3
	滞	186,837		26,984	14.4	104.7	192,768		27,622	14.3	102.4
合計	計	828,586		611,495	73.8	103.5	849,875		625,465	73.6	102.3

4. 平成19年度国民健康保険税の決算状況

税目		区分	予算額	調定額	収入済額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	433,938,000	495,339,773	427,002,288
		介護	31,036,000	37,642,847	30,375,069
	滞	基礎	31,773,000	198,132,920	33,809,980
		介護	2,584,000	17,204,701	2,782,483
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	235,417,000	236,918,327	231,959,576
		介護	14,243,000	14,865,753	14,506,009
	滞	基礎	2,693,000	7,696,396	2,581,253
		介護	268,000	597,360	264,849
小計	現	714,634,000		784,766,700	703,842,942
	滞	37,318,000		223,631,377	39,438,565
合計	計	751,952,000		1,008,398,077	743,281,507

(単位：千円・%)

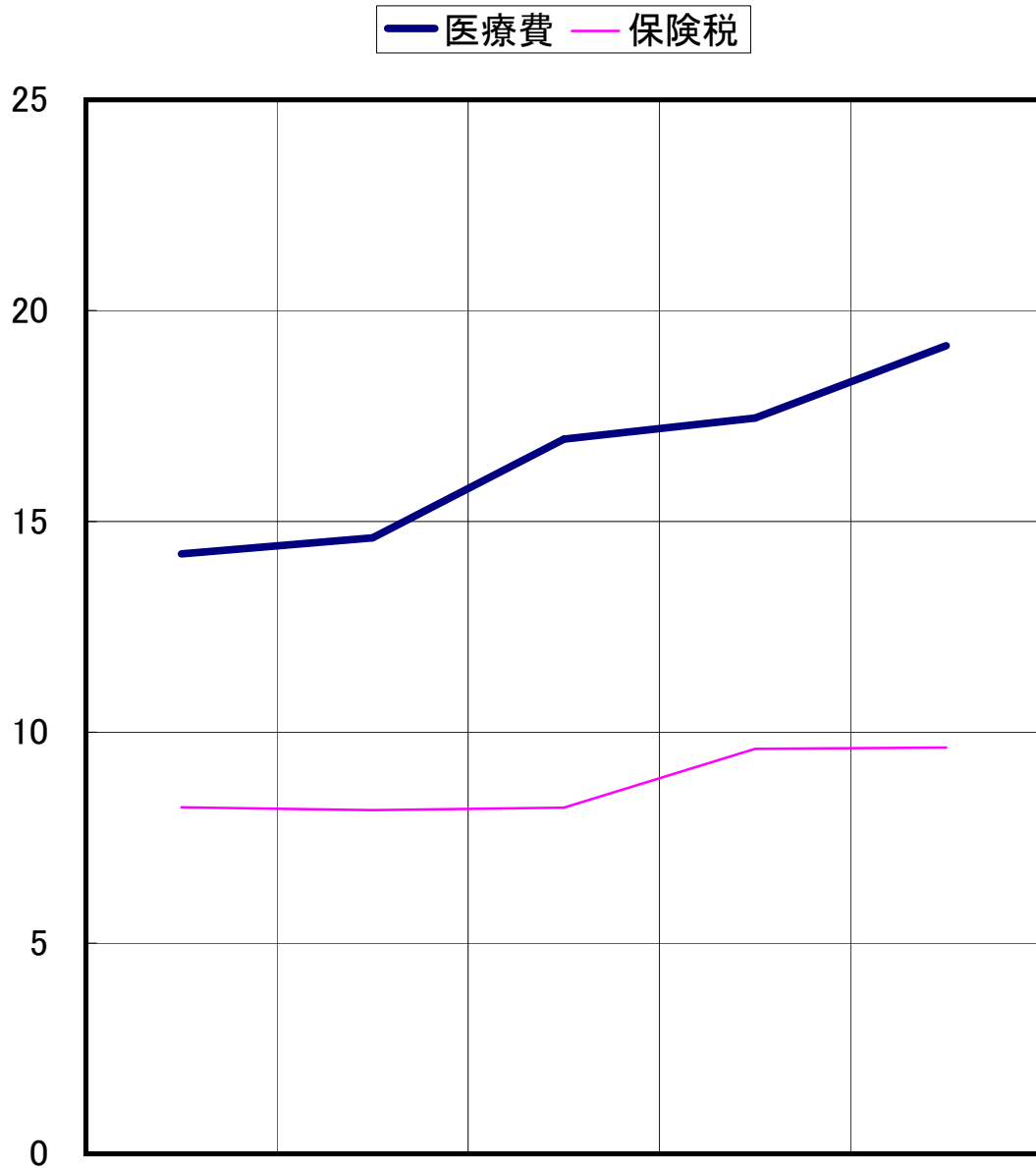
18				19				平成20年度 当初予算額			
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比				
基礎	511,599	443,573	86.7	110.4	基礎	495,339	427,002	86.2	96.3	基礎	386,264
介護	39,238	32,464	82.7	137.2	介護	37,642	30,375	80.7	93.6	支援金	110,794
基礎	178,501	24,106	13.5	96.5	基礎	198,132	33,809	17.1	140.3	介護	32,719
介護	14,321	1,764	12.3	101.7	介護	17,204	2,782	16.2	157.7	基礎	26,683
基礎	216,410	212,092	98.0	130.9	基礎	236,918	231,959	97.9	109.4	介護	2,018
介護	16,367	16,010	97.8	153.3	介護	14,865	14,506	97.6	90.6	支援金	38,287
基礎	6,216	2,586	41.6	297.6	基礎	7,696	2,581	33.5	99.8	介護	12,041
介護	449	176	39.2	606.9	介護	597	264	44.2	150.0	基礎	9,662
										基礎	2,613
										介護	214
783,614	704,139	89.9	117.8	784,764	703,842	89.7	100.0				589,767
199,487	28,632	14.4	103.7	223,629	39,436	17.6	137.7				31,528
983,101	732,771	74.5	117.2	1,008,393	743,278	73.7	101.4				621,295

(単位：円・%)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成18年度収納率	平成17年度収納率
0	68,337,485	86.20	86.70	88.58
0	7,267,778	80.69	82.73	84.91
16,583,663	147,739,277	17.06	13.50	14.33
1,563,099	12,859,119	16.17	12.32	12.84
0	4,958,751	97.91	98.00	98.15
0	359,744	97.58	97.81	98.15
503,516	4,611,627	33.54	41.59	19.34
60,022	272,489	44.34	39.29	8.35
0	80,923,758	89.69	89.85	90.98
18,710,300	165,482,512	17.64	14.35	14.33
18,710,300	246,406,270	73.71	74.54	73.59

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円



(単位: 円)

年度 区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
医療費	142,268	146,077	169,516	174,520	191,647
保険税	82,191	81,523	82,106	96,043	96,396

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
 保険税は、医療給付費現年調定額をそれぞれ平均被保険者数で除した値。